

丹波市下水道事業運営審議会

丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定について（諮問）

丹波市の下水道は、昭和40年に公共下水道の整備を開始して以来、旧町ごとに生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的として整備を推進し、全事業合わせて35処理区の整備がほぼ完了しております。

これまでの普及拡大時代から、維持管理の時代を迎えており、市民の安全、安心の確保のため、今後は施設の耐震化、長寿命化、雨水対策などの課題に対して取り組んでいく必要があります。

また、丹波市下水道使用料は、平成16年の合併以降も旧町ごとの料金体系にて徴収してまいりましたが、平成21年7月31日に当審議会の答申をいただき、平成23年4月から市内統一した料金体系となり現在に至っております。

一方、下水道を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型機器の普及等による下水道使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う維持管理、改築更新コストの増加などにより、今後、ますます厳しさを増すことが予測され、将来においても経営の健全性を維持するためには、下水道施設の利用者に対し公正で公平な負担を求めていく必要があります。

こうした中で、現在、水道水と井戸水等を併用されている世帯において、水道水の使用量が世帯人数で認定した水量を超える場合、井戸水等を下水道施設に排水されても、使用料としてご負担いただかない算定方式となっております。

以上のことから、丹波市下水道使用料に係る井戸水等の算定方法について、貴委員会での専門的かつ幅広い見地からご検討をいただきたく、丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例（平成18年丹波市条例第1号）第2条の規定により諮問いたします。

平成26年12月3日

丹波市長 辻 重五郎

